

具体的な相談事例の公表とその対処法

1	問題のある勧誘・営業活動	1
2	料金（解約）に関するトラブル	3
3	利用した覚えのないサイトからの不当請求・架空請求など	4
4	データ通信料金請求	7
5	海外利用の高額料金請求	9
6	迷惑メール・チェーンメール	11
7	メッセージ交換サイトの高額料金請求	14
8	違法・有害なサイトの閲覧	15
9	その他注意が必要な事例	18

※ 相談事例については、申告者から聞き取った内容であり、事実関係について確認されたものではありません。

1 問題のある勧誘・営業活動

「遠隔操作により契約となっていた」、「説明の内容が分かり難い」、「理解していないまま契約となっていた」等の相談が寄せられています。

(相談事例)

事例1：現在加入している事業者からの電話と思い信用してしまい、パソコンの遠隔操作で別の事業者の設定になってしまった。無料期間経過後の料金請求で契約となっていることが分かり、契約から時間が経っているため取り消しにも応じてくれない。

事例2：高速通信エリア内ということで契約したが、高速通信にならない。エリアマップは分かりにくいし、速度表示も各社ばらばらで比較できない。

事例3：パソコンも持っていない高齢者宅に固定電話の契約変更と同時に必要のないインターネット回線の契約をさせていた。

(対処法)

サービス内容が分からない場合、加入する必要があるかどうか分からない場合、勧誘が強引だと感じた場合には、その場ですぐ契約(申込み)したり、曖昧な返事をせずに、契約内容を確認し、十分に検討を行うようにしてください。

(1) 言われるままにパソコンの操作をしない。

よくわからないまま、電話で言われたとおりにパソコンの操作をしてしまい、遠隔操作が始まり、後は事業者が勝手にパソコンの設定を変えてしまう、という事例が増えています。先方からの求めに応じてパソコンを操作して、よくわからないまま同意や契約したことになってしまう事例が多いので、理解しないまま返事をしないようにしてください。

(2) あわてて契約しない。

電話勧誘や訪問販売によるトラブルが増えています。サービスの内容が分からない場合、その場ですぐ契約(申込み)せずに、分かるまで説明を聞いたり、書面の交付を求める等するほか、家族にも相談したりして決めるよう心掛けてください。

(3) 契約(申込み)する意思がない場合は、はっきりと拒否をする。

はっきりとしない意思表示を行うと、契約が成立したと任意に事業者が解釈し、手続が進められるおそれもあります。契約(申込み)する意思がない場合は、曖昧な返事をせずに、はっきりと意思表示することが重要です。

なお、電気通信サービス向上推進協議会の自主ルールに基づき、電気通信事業者及び代理店は、利用者から、電話による再勧誘を拒否された場合には、当面の間、再勧誘を行わないこととされていますので、再勧誘を希望しない場合には、その旨をしっかりと伝えることが重要です。

2 料金（解約）に関するトラブル

「キャンペーン目的で契約したが、内容をよく理解していなかった」、「表示は条件付きだったことを知らなかった」等の相談が寄せられています。

（相談事例）

事例1：キャンペーン期間中に無料で契約したものが、実は2年契約自動更新で、解約時に料金が発生した。

事例2：本体0円で契約したはずが、解約時に料金の残額を請求された。2年使わないと0円にならないものは、0円とは言えないのではないか。

（対処法）

電気通信サービスの契約内容などが十分に理解されていないことから生ずるトラブルを回避するため、電気通信事業者や代理店等には、契約する前に説明することが義務付けられています。一方で、利用者においても、サービス内容、料金その他の支払が必要になる経費、契約の解除に伴う制限や違約金の有無を積極的に確認するよう心がけましょう。

(1) 契約内容を事前によく確認する。

電気通信役務の内容・料金については、原則書面交付を行った上で説明することとされており、契約締結時によく確認しましょう。また、提供条件の確認等を後日行うことができるよう、交付された書面をしっかりと保存するようにしましょう。

(2) 利用目的にあった料金プランを選択する。

一定期間契約を継続することを前提にしたり、オプション加入や他のサービスや電子機器等とセットで契約したりすることによって、割引がなされる場合、途中で契約を解除すると違約金が発生することがあります。見た目の安さで判断せず、自らの利用目的に合った料金プランをよく確認した上で、選択しましょう。

(3) キャンペーンの内容を確認する。

料金などについて目を引く書き方をしても、適用になるには条件があり、条件については分かり難く書かれている場合がある。条件が合わないとキャンペーンなどを受けられずに契約となってしまう場合もあるので、契約時によく確認しておくことが大切です。

3 利用した覚えのないサイトからの不当請求・架空請求など

「携帯とスマホの操作方法の違いが原因となったトラブル」「サイトを閲覧しているだけのつもりが登録になっていた」等の相談が寄せられています。

(相談事例)

事例1：スマホに変えたばかりで操作に不慣れだったため、うっかり出会い系サイトの項目に触れてしまい、請求のメールが来るようになってしまった。

事例2：調べ物をしているつもりが知らない間に登録完了になってしまい、すぐに退会操作をしたが、入会完了になっているので料金を請求するというメールが来た。

(対処法)

利用した覚えのないサイトからの不当請求・架空請求のトラブルに遭った場合は、あわてずに以下のように対処しましょう。

また、お子様が携帯電話やパソコンを利用してトラブルに巻き込まれた場合には、保護者の方にすぐに連絡するよう、日頃からお子様に注意しておくことが重要です。

(1) あわてて相手先業者に連絡しない。

一番大切なことは、あわてて相手先業者に連絡しないことです。業者に連絡すると、氏名や電話番号等の新たな個人情報を知らせることになったり、様々な理由をつけて不当な要求を突きつけられたりしますので、絶対にやめましょう。

また、請求画面にメールアドレス等を表示させて、「あなたの個人情報を取得した」等と脅してくることがあります。パソコンや従来の携帯電話の場合は、メールアドレス等の情報だけではアクセスした人を特定することはできません。ただし、スマートフォンの場合、アプリケーションをインストールすると電話番号等を取得される可能性もあるため注意が必要です。

(2) 身に覚えのない料金は絶対に払わない。

請求されても安易にお金を支払うことはやめましょう。

アダルトサイト等の運営業者と関わりを持ちたくない等の理由で、利用料金や退会料等を払ってしまう方がいますが、一度でも支払うと、業者は様々な理由をつけて更に料金請求をしてきます。執ような請求があっても決して支払わないでください。

(3) 全く契約した覚えがなければ無視する。

パソコンや携帯電話に「登録完了」と表示されても、URLや年齢認証のボタンをクリックしただけでは、契約が有効に成立しているとはいえません。契約した覚えがなければ無視しましょう。

(4) 法律用語に惑わされない。

「裁判」、「強制執行」、「債権回収」等の法律用語を持ち出してくる場合がありますが、そうした文言に惑わされることなく、落ち着いて対処しましょう。

なお、裁判所等の公的機関から通知文書等が送付された場合には、内容が分からない、請求される覚えがないことを理由に放置してしまうと、支払わなければならないことになるケースもありますので、すぐに法律の専門家など（最寄りの自治体の相談窓口で無料法律相談を開設している場合もあります。）に相談して、その通知文書等の真偽について確認しましょう。

(5) URLやリンクをむやみにクリックしない。

架空請求メールのURLやリンクをクリックすると、あなたがそのサイトを見ていることを相手先業者に知らせることになり、さらに請求メール等が送信されてくるおそれがあるので、むやみにクリックすることはやめましょう。

また、ファイルをむやみにダウンロードすると、請求画面を表示させるプログラムやウイルスソフトがインストールされてしまうおそれがあるので、絶対にやめましょう。

(6) 怪しいアプリケーションはインストールしない。

スマートフォンにおいて、動画を再生するアプリケーションに見せかけ、インストールするとメールアドレス、電話番号、メールアドレス等の個人情報取得し料金請求画面を出す不当請求・架空請求の事例が出てきています。

スマートフォンのアプリケーションをインストールする際には、電話番号、メールアドレス、位置情報等の個人情報が先方に伝わる可能性があることを認識し、アプリケーションの機能や評判、提供者などアプリケーションに関する信頼性に関する情報を入手し理解するように努めましょう。

スマートフォンのアプリケーションの利用許諾等が表示された場合、内容を理解した上で同意・利用することが重要です。アプリケーションによる利用者情報の取扱いについては、アプリケーションのプライバシーポリシーにおいて説明するよう取り組むこととされており、利用者は不安な点等がある場合には、プライバシーポリシーを十分に確認するよう注意しましょう。その上で、不安が解消されない怪しいアプリケーションは利用しないようにしましょう。また、安全性が確認されているアプリケーション提供サイトなどの利用を検討しましょう。

もし、ワンクリック詐欺的アプリケーションをインストールしてしまった場合には、慌てず端末から削除して、その後利用しないようにしましょう。身に覚えがない請求の場合、執ような請求があっても決して支払わないでください。必要な場合には、電話の受信・着信拒否機能、メールアドレス変更等を行うなどの対策を行いましょう。請求画面については、アプリケーションを削除することで対応できるケースがあります。

(7) 請求画面が表示され続ける場合には、パソコンメーカーやプロバイダに相談する。

パソコンに請求画面が表示されて消えないのは、請求画面を表示させるプログラム（コンピュータウイルス）に感染しているためです。ウイルスを駆除するためには、パソコンメーカーや契約しているプロバイダに、プログラムの削除の方法を確認してください。

また、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）がホームページ上で公表している注意喚起文書の中に記載されている「システムの復元」の方法も参照してください。

(<http://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20080909.html>)

(8) 請求が脅迫めいている場合や、常識的に考えて迷惑な時間帯に何度も執ように連絡してくるような場合は、恐喝等の犯罪に該当する可能性があります。最寄りの警察署に相談しましょう。

4 データ通信料金請求

「高額プランを契約したが、すぐに上限を超えたので速度が出ない」等の相談が寄せられています。

(相談事例)

事例：高速データ通信を契約したが、使用の上限にすぐに達してしまうとのことで、予算オーバーであったが、高いプランを契約した。だが、私の使い方だと高いプランでもすぐに上限に行ってしまう、使い物にならない。

(対処法)

電話料金は発信者側に課金される仕組みになっていますが、携帯電話でメールのやり取りをする場合には、メールを送信する側だけでなく、受信する側にも課金される仕組みになっています。また、携帯電話のポケット通信料金は、通信時間ではなく送受信するデータの量によって変わります。

ポケット通信料金が高額になるのを防ぐには、次のような対処法があります。

(1) 利用目的にあった料金プランを選択する。

携帯電話でサイトを閲覧したり、音楽サイトからファイルをダウンロードしたり、携帯電話で撮影した写真をメールで送受信することに利用する場合は、ポケット通信料金が高額になることがあるため注意が必要です。とりわけ、スマートフォン経由の場合、大容量のデータ通信が行われるので、十分に注意することが必要です。そのため、

- データ量が大きい音楽ファイル、動画、ゲームソフト等をダウンロードする場合
- 通常のパソコン向けサイトを閲覧する場合
- パソコン等に携帯電話を接続してインターネット接続を行う場合
- 海外でインターネット接続をする場合

には、契約時に窓口で利用目的をしっかりと伝え、ポケット通信に関する説明を受けたり、携帯電話事業者のカタログやホームページで十分に確認することが必要です。

(2) 定額制プランを利用する。

携帯電話事業者は、ポケット通信料金が一定額で収まる料金プラン（定額制プラン）を提供しています。このプランに加入することによって、高額請求のトラブルを防ぐことができます。ただし、定額制プランの対象となる範

困は、サービスにより異なりますので、窓口等で確認しましょう。

スマートフォンの場合は、パケット通信量に応じた二段階定額制プランが提供されている場合があります。Wi-Fi 回線での利用のみを行うことで、料金を下限額の範囲内にとどめようとしたところ、何らかの理由で Wi-Fi 接続が切れた場合には 3G・LTE 回線接続に切り替わり、上限額の請求に至るケースがあるので注意が必要です。

スマートフォンの契約に当たっては、通信の仕組みや課金の仕組みについて、窓口等で十分に確認することが必要です。

(3) 携帯電話を使う場面に気をつける。

パソコン等に携帯電話を接続してインターネットを利用する場合には、定額制プランの対象外となる場合があります。また、海外でインターネット接続する場合、国内契約におけるパケット通信の定額制の対象外となります。

このように、利用する場面によって定額制プランが対象外となる場合があるので、窓口等で十分に確認する必要があります。

(4) 料金が一定額を超えた場合の通知サービス等を利用する。

携帯電話事業者では、パケット通信料金が一定額を超えた場合に、利用者に通知するサービスや、利用が制限されるサービスを提供している場合もあります。高額な請求になる前に利用を控えることができます。

なお、一部の携帯電話事業者では、携帯電話から接続したサイトの履歴を確認できるサービスを提供しています。これを利用することにより、高額パケット通信料金の請求があった場合に、接続先を確認することもできます。

5 海外利用の高額料金請求

海外渡航先で携帯電話を利用したところ、高額のパケット通信料金の請求を受けた」、「海外旅行中に携帯電話を盗まれ、後日、高額の利用料を請求された」、「国内での船旅で、海外利用料を請求された」等の相談が寄せられています。

(相談事例)

事例1：海外で使用することを想定して、海外利用の上限額を設定し、ショップで使用方法について何回も確認したにもかかわらず、上限額を越えて請求が来た。

事例2：スマートフォンを海外で使用するために持っていったが、料金が気になるのであまり使用しないでいた。帰国後請求額が高額だったので問い合わせると、知らない間にアプリケーションのバージョンアップを行っていた。

事例3：船旅で、港に停泊中は国内通信扱いだったが、航海中は船内 LAN に勝手につながり海外での通信扱いになっていた。

(対処法)

- (1) 海外で携帯電話やデータ通信端末を使う場合は、事前に料金体系を確認しておきましょう。

現在、日本で販売されている携帯電話(3G・LTE)やスマートフォンは、国際ローミングサービスによって、海外でも日本で使っているのと同じように使うことができます。しかし、通話料は国内とは異なる料金体系が適用され、また、国内契約におけるパケット通信の定額制が海外では適用されないため、日本で使っているのと同じような使い方をすると、高額な通話料・パケット通信料金が請求されてしまいます。

特にスマートフォンの場合は、自動通信による高額なパケット通信の請求が発生するおそれがあるので十分に注意してください。

さらに、国際ローミングサービスの場合、海外での国内通話であっても、国際通話の料金がかかります。

なお、一部の携帯電話事業者では、海外の携帯電話事業者と提携して、海外においてもパケット通信料金を定額で利用できるサービスを提供しています。

国際ローミングサービスや海外パケット定額サービスを利用する際は、渡航先での利用の可否、サービス適用条件の可否、具体的に必要な手続・端末操作等については、海外での利用に先立ち、携帯電話事業者が提供する最新の情報に十分注意してください。

また、国内の船旅であっても、航海中に船内 LAN につながり海外の通信扱いになる場合があるので十分に注意してください。

(2) 携帯電話やS I Mカード（※）の盗難があったときは、速やかに携帯電話事業者や警察に連絡する。

盗難にあった携帯電話が第三者に利用され、高額の利用料の請求がなされることがありますので、携帯電話が盗まれた場合には、直ちに携帯電話事業者に連絡し、利用停止を行うとともに、現地の警察に盗難届を出しましょう。

また、携帯電話のS I Mカードは、海外では他の携帯電話に差し替えて利用できる場合があるため、S I Mカードが盗まれ、第三者の不正利用による高額請求被害に遭うケースもあります。

万が一、携帯電話を紛失・盗難にあったときのために、各携帯電話事業者への連絡先を記録して、海外旅行に出かけましょう。

※ S I Mカード（Subscriber Identity Module）

携帯電話事業者が発行する契約者情報（電話番号、加入者識別番号など）を記録したI Cカードのこと。

6 迷惑メール・チェーンメール

「他の登録が宣伝メールの登録にもなっていた」「知らない間に自分が送信者になっていた」等の相談が寄せられています。

(相談事例)

事例1：イベントへの参加登録の際にメール登録となったようだ。いつ登録になったのかわからないが、この時しか心当たりがない。

事例2：フリーメールサービスを利用しているが、自分のメールが乗っ取られ大量のスパムメールを送信したことになっている。

(対処法)

迷惑メールは、利用者側でも受信しないよう対策を講じることができます。利用者が講じることができる対策としては、以下のようなものが考えられます。

(1) 指定したドメインやアドレスからのメールのみを受信するように設定する。

迷惑メールを送信する業者は、パソコンから大量にメールを送信するのが通例です。携帯電話でメールを利用している場合は、パソコン発の迷惑メールをブロックするため、携帯電話事業者のドメイン（メールアドレスの@マークより後ろの部分、例 info@○○○.co.jp の下線部分）から送信されるメールのみ受信する等の「ドメイン指定受信機能」を活用するのが、有効な対策となります。

(2) 自動振り分け（メールフィルタリング）サービスを利用する。

プロバイダでは、迷惑メールと思われるメールを自動的に振り分けたり、件名に迷惑メールの印をつける等の「メールフィルタリングサービス」を提供しているところがあります。パソコンでメールを受信している場合は、そういったサービスを利用することが有効です。メールフィルタリングサービスは、基本的に利用する側が設定してはじめて有効となるようになっています。契約しているプロバイダの提供するサービスを確認して、自分で設定を行うことが大切です。

(3) メールアドレスを安易に公表しない。不用意に同意しない。

自分のメールアドレスをホームページ上に掲載したり、無料サイト等で不用意に同意して自分のメールアドレスを登録する等により、必要以上に他人に知らせると、迷惑メール送信業者のリストに登録され、迷惑メールを受信する可能性が高まりますので気をつけましょう。

メールアドレス等の個人に関する情報を、みだりに他人に知らせないことが、トラブルを避けるための第一歩と考えてください。

(4) 推測されにくいアドレスを使う。

迷惑メール送信者は、機械処理でランダムにアドレスを推定して無差別にメールを送信する手法を用いる場合があります。できるだけ、名前、電話番号、生年月日等簡単に推測される可能性のあるメールアドレスを使うことは避け、推測されにくいメールアドレスを使用しましょう。

(5) 怪しい電子メールは開封しない、記載されたURLをクリックしない。

心当たりのないメールを開いてしまうと、ウィルス感染や望まない広告・画像などが表示されるおそれがあります。開かずにそのまま削除しましょう。ファイルが添付されている場合もありますが、添付ファイルを開封するとウィルスソフトがインストールされてしまうおそれがあるので、絶対に開いてはいけません。

また、怪しいメールに記載されているURLをクリックしないようにしましょう。記載されたサイトへのアクセスは、料金請求などのトラブルのきっかけになります。

(6) 個人情報の入力を求められても安易に入力しない。

迷惑メールの中には、有名企業を装って偽サイトへ誘導し、IDやパスワードを入力させてだまし盗る「フィッシング詐欺」のようなものもあります。

個人情報を要求するあやしいメールを受け取った場合は、安易に個人情報を入力しないことが大切です。

(7) 迷惑メールを受信したら、情報提供してください。

迷惑メール相談センター（一般財団法人日本データ通信協会）や各携帯電話事業者では、送信されてきた迷惑メールについて、情報提供を受け付けていますので、そちらへ情報提供してください。

また、誰かに転送を促すチェーンメールを受け取った場合、転送せずに削除し、後は気にしないようにしましょう。チェーンメールは、転送しなくても何も起こりません。もし、どうしても不安になり、無視できないときには、次のサイトにチェーンメール転送用アドレスが書かれていますので、そちらに転送してください。（迷惑メール相談センター「チェーンメールの転送先」<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/tensou.html>）

（相談先等）

迷惑メール相談センター（日本データ通信協会）：<http://www.dekyo.or.jp/soudan/>
03-5974-0068

情報提供用プラグインソフトウェア（総務省）：<http://plugin.antispam.go.jp/>

（情報提供先）

迷惑メール相談センター：（迷惑メール用）meiwaku@dekyo.or.jp

（チェーンメール用）sun@dekyo.or.jp 等

NTTドコモ：imode-meiwaku@nttdocomo.co.jp

au（KDDI）：au-meiwaku@kddi.com

ソフトバンクモバイル：a@b.c 又は、stop@meiwaku.softbankmobile.co.jp

ワイモバイル：<https://fs222.formasp.jp/w972/form6/>

（ワイモバイルはメールではなく上記 URL のフォームから情報提供を受け付けております）

(8) メールアドレスの管理。

自身のメールアドレスのパスワードなどが他人に知られ、利用されてしまう危険性があります。定期的にパスワードを変更するなど、管理を厳重にしましょう。

7 メッセージ交換サイトの高額料金請求

「あたかもシステムの不具合を原因としたかのような料金請求」等の相談が寄せられています。

(相談事例)

事例：無料の占いサイトを利用していたが、文字化けしたメールが届いた。問い合わせると、修復するのに料金が必要とのことだった。その後も、セキュリティ料金やバックアップ料など様々な名目で請求が来た。

(対処法)

メッセージ交換サイト（通称出会い系サイト、占いサイトなど）は、無料で利用できることを大体的に宣伝していますが、実際の利用に当たっては、特定の人とメッセージを交換するための料金や、文字化けした内容を解析する料金など、様々な名目で料金が請求されていきます。

(1) サイトの利用には十分注意する。

トラブルが発生するサイトは、無料と表示されていても、実際の利用に料金が発生したり、やり取りをしていくうえで料金がかかるようになっている場合が多いです。よく分からないサイトの利用は控えるとともに、料金を請求されても無視して、利用を停止するようにしましょう。様々なサービスを提供しているサイトには通常、利用規約がありますので、サイトを利用する際には利用規約を一読して料金体系などを確認することをお勧めします。

8 違法・有害なサイトの閲覧

「フィルタリングの設定」、「事実無根な情報」等の相談が寄せられています。

(相談事例)

事例1：フィルタリングのアプリを使用したが、電源を落とすと設定がリセットされてしまう。

事例2：ブログや掲示板の中には、フィルタリングではブロックしきれない有害なものがある。

(対処法)

(1) フィルタリングサービスに加入する。

携帯電話事業者が提供するフィルタリングサービスに加入すれば、違法・有害なサイトを閲覧できないようになります。

「フィルタリング」とは、インターネット上の出会い系サイト、アダルトサイト等の青少年に見せたくないサイトの閲覧を制限する機能のことです。

この機能は、青少年が違法・有害なサイトを見ることができないようにするばかりでなく、悪質、違法なサイトにアクセスすることによって発生するトラブル（不当な高額請求、迷惑メールの受信、悪質な個人情報の取得等）からの回避効果もあるため、子供たちを、インターネットを通じたトラブルから保護する有効な手段でもあります。

近年利用者の数が増加しているスマートフォンに関してフィルタリングサービスが利用可能です。従来のフィルタリングでは対応が難しかったスマートフォン特有の無線LANやアプリケーションを通じたインターネット接続についても、各電気通信事業者の提供する専用のアプリケーションやブラウザを使用することでフィルタリングをかけることが可能になってきました。

夏休みを迎え、子供たちの自由時間が多くなります。インターネットを通じたトラブルからお子様を守るためにも、まだフィルタリングサービスに加入をしていない場合は、是非加入してください。（フィルタリングサービスは携帯電話事業者が無料で提供しています。）

(2) フィルタリングサービスの加入状況を確認する。

保護者の方がフィルタリングサービスを申し込まれていても、子供が保護者の了解を得ずに、フィルタリング設定を解除しているケースもあるようです。再度加入の有無を確認されることをお勧めします。

(違法・有害情報相談センター)

<http://www.ihaho.jp/>

(携帯電話事業者のフィルタリングサービスに関するサイト)

NTTドコモ http://www.nttdocomo.co.jp/service/safety/access_limit/

KDDI http://www.au.kddi.com/anshin_access/index.html

ソフトバンクモバイル http://www.softbank.jp/mobile/service/web_safety/

ワイモバイル <http://www.ymobile.jp/service/filtering/>

(無線LANやアプリケーションに対応したフィルタリングの提供状況)

事業者名	サービス名	サービス概要
KDDI	安心アクセス for Android™ (平成24年11月1日～)	①ウェブフィルタリング機能 無線LAN等経由を含む不適切なウェブページへのアクセスを制限 ②アプリケーションフィルタリング機能 アプリケーションの起動制限機能を年齢に応じて段階別に提供(小学生・中学生・高校生の3段階から選択)
ソフトバンクモバイル	スマホ安心サービス (平成25年2月1日～)	①ウェブフィルタリング機能 無線LAN等経由を含む不適切なウェブページへのアクセスを制限 ②アプリケーションフィルタリング機能 アプリケーションの起動制限機能を年齢に応じて段階別に提供(小学生・中学生・高校生の3段階から選択)
NTTドコモ	ファミリーブラウザ for docomo (平成25年8月28日～)	ウェブフィルタリング機能 無線LAN等経由を含む不適切なウェブページへのアクセスを制限
	あんしんモード (平成23年10月7日～)	アプリケーションフィルタリング機能 アプリケーションの起動制限機能を年齢に応じて段階別に提供(小学生・中学生・高校生の3段階から選択)
	スマートフォン for ジュニア2 SH-03F (平成26年2月1日～)	①ウェブフィルタリング機能 無線LAN等経由を含む不適切なウェブページへのアクセスを制限 ②アプリの利用制限機能 アプリを個別に指定して使用を制限。新たにダウンロードしたアプリは保護者が利用開始を選択しなければ使えないように使用を制限。

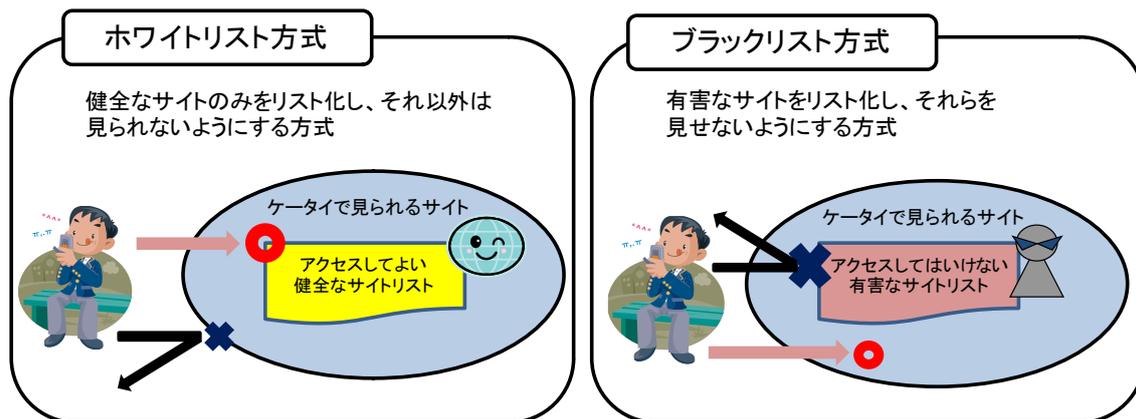
(参考)

平成21年4月の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の施行に伴い、保護者の方が不要と申し出ない限り、携帯電話の契約が「①携帯電話の契約が18歳未満の未成年者名義の場合、②携帯電話の契約が親権者等の成人名義でも利用者が18歳未満の場合」には、フィルタリングサービスの加入が義務付けられています。

フィルタリングの方式としては、①ホワイトリスト方式、②ブラックリスト方式、③時間制限等があり、子供の成長に合わせた適切な方式を選択すること

できます。

- ①ホワイトリスト方式：健全なサイトのみをリスト化し、そのリストに載ったサイトしか見られないようにする方式
- ②ブラックリスト方式：有害なサイトをリスト化し、そのリストに載ったサイトを見せないようにする方式
- ③時間制限：インターネットにアクセスする時間帯を制限することができるサービス



9 その他注意が必要な事例

「大学生の息子が携帯電話の名義貸しアルバイトでトラブルになった」、「懸賞金当選詐欺にだまされてしまった」等の相談が寄せられています。

（相談事例）

事例1：携帯の契約で名前だけ貸してくれればいい、後は事業者からの連絡は無視していればいいと言われ、契約した。端末は渡されず、代わりに金を受け取った。後日、事業者からの請求が始まり、回線は停止され、未納扱いになっている。

（対処法）

気軽なアルバイトのつもりで、携帯電話を契約して他人に渡しても、その料金や携帯電話端末の代金などは契約者に請求されます。

このように契約された携帯電話は、いわゆる「振り込め詐欺」などの犯罪に利用される可能性があります。

また、契約した携帯電話を携帯電話事業者に無断で譲渡した場合には、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（携帯電話不正利用防止法）の罰則の対象になることがあります。

気軽なアルバイトほど落とし穴があります。このようなアルバイトには決して応募しないようにしましょう。

（相談事例）

事例2：携帯電話からいくつかの懸賞サイトに登録していたところ、登録した覚えのないサイトから「1000万円の懸賞金が当選しました。24時間以内に連絡がないと権利は次の人に渡ります。」というメールが届いた。懸賞金を受け取るために、メールを送信したら、手続のメールを見るためにポイントを購入しなければならなかった。ついつい続きのメールを読むためにポイントを購入してしまい、いつの間にか40万円を振り込んでしまった。どうしたらよいか。

（対処法）

不当請求・架空請求の項で解説したとおり、身に覚えのないサイトからのメールであれば、無視しましょう。

また、「懸賞金が当選した。手続きに手数料が必要。」というメールが届いても、絶対にお金は支払わないようにしましょう。懸賞金の受取のためと言って、個人情報、銀行口座、クレジットカードの番号などの情報を聞いてきても、決して教えてはいけません。

最近では、「現金を差し上げます。」とあって、通帳の額面と印鑑の写真をメールに添付して信用させて、さらに、「お金を送金するための手数料がかかるので、それを先に送金してください。」というメールを送信してお金を振り込ませるなど、業者も手口が巧妙になってきています。そういう詐欺的要素が高いメールを受け取っても安易に信用せず、落ち着いて対処しましょう。

(相談事例)

事例3：SNSサイト経由で、芸能人のマネージャーと名乗る人から突然「芸能人の悩みを聞いて欲しい」とメールがあり、指示に従い、登録は別のサイトから行った。マネージャーと芸能人と称するメールが頻繁に届くようになり、やり取りについてポイント決済が必要だが、費用は後で弁済すると記載されている。怖くなってきたが、退会するにも、決済が必要だが、残債があるので退会できないような事も書いてある。

(対処法)

業者に雇われた「サクラ」が芸能人や芸能人のマネージャー等をかたり、「悩みを聞いてほしい」などと言葉巧みに誘い、メール交換をするためのポイントを購入させる、詐欺的なメール送信が増えていますので十分注意しましょう。

おかしいと思った場合は、お金を支払わないようにしましょう。また、後で弁済される等との内容を信じて、高額のポイント購入を行わないようにしましょう。また、不当請求を受ける可能性もあるので、メールそのものを受信することのないよう、受信拒否やメールアドレスを変更することも有効です。